

# 知っていますか？自治会活動保険

～皆さんは自治会活動保険に加入しています～

村では行政区が主催するお祭り・運動会などさまざまな地域活動中に起こった事故を補償する保険に加入しています。保険が適用されると思われる事故等が発生した場合は、行政区長を通じ速やかに役場総務課へご連絡ください。なお、物損事故の場合は破損した物の写真が必要となります。対象となる保険の内容は次のとおりです。

## 賠償責任

- ①自治会または自治会に加入している住民が他人にケガをさせたり、他人の財物を破損して、法律上の賠償責任を負った場合。
  - ②自治会が所有、使用、管理する施設またはその活動・行事の遂行に起因する偶然な事故  
自治会に加入している住民が自治会活動・行事に従事中または参加中に生じた偶然事故
- 例 ・運動会でテントが倒れ、見物人にケガをさせた。  
 ・場外にボールが飛び、人家のガラスを割った。  
 ・集落センター等の外壁がはがれ落ちて、通行人がケガをした。

## 傷害

- 自治会に加入している住民が自治会活動・行事に従事中または参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合。
- 例 ・盆踊りの最中、やぐらから転落して骨折した。  
 ・町内清掃作業中、犬にかまれてケガをした。  
 ・草刈りの奉仕作業中、カマで手を切った。

※急激かつ偶然な外来の事故とは・・・下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性…突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がない
- 偶然性…事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性…身体の外部からの作用によるもの

## 傷害見舞費用

自治会の住民の親族（当該自治会に生活本拠を有さない親族）および自治会より行事参加の依頼を受けた方が、自治会活動・行事に参加中、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ8日以上入院した場合、または事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときもしくは死亡した場合、ケガの程度に応じて3,000円～10万円のお見舞い費用をお支払いします。

※ただし自治会が法律上の賠償責任を負わない場合に限りです。

- 例 ・招待した演奏者が階段を踏み外して負ったケガに対し見舞金を支払った。  
 ・打ち上げ花火が爆発、役員の親族の一人がヤケドしたため、見舞金を支払った。

問合せ 総務課 ☎82-1226

## 村内の農産物等への放射性物質調査結果について

検査機関：財団法人 日本冷凍食品検査協会  
 一般財団法人 新日本検定協会 SK横浜分析センター

平成25年4月1日以降検査 【単位：ベクレル/キログラム】

| 品 目         | 採取日<br>結果判明日 | 放射線物質       |             |           |
|-------------|--------------|-------------|-------------|-----------|
|             |              | セシウム<br>134 | セシウム<br>137 | セシウム<br>計 |
| シ ョ ウ ガ     | 7月22日        | 〈5.9        | 〈8.0        | —         |
|             | 7月25日        |             |             |           |
| カ ボ チ ャ     | 7月29日        | 〈5.21       | 〈4.67       | —         |
|             | 8月1日         |             |             |           |
| ナ ス         | 8月6日         | 〈4.11       | 〈4.89       | —         |
|             | 8月8日         |             |             |           |
| オ ク ラ       | 8月6日         | 〈7.5        | 〈6.3        | —         |
|             | 8月8日         |             |             |           |
| ミ ョ ウ ガ     | 8月6日         | 〈6.8        | 〈6.7        | —         |
|             | 8月8日         |             |             |           |
| 基 準 値（一般食品） |              |             |             | 100       |

(注)「〈0.0」とは、検査機器で測定できる検出限界値(3.94～9.0ベクレル/キログラム)未満であることを示します。

## 夏の交通事故防止運動 街頭活動が行われました

人も車も 安心 安全 埼玉県

7月23日(火)、安戸バイパスにおいて、夏の交通事故防止運動の街頭活動が行われました。街頭活動では、小川警察署の主催により東秩父村、小川地方交通安全協会東秩父支部、東秩父村交通指導隊、東秩父村交通安全母の会の皆さんが中心となって、啓発資料の配布と安全運転の呼びかけが行われまし



た。  
 皆さんも心にゆとりを持ち、交通事故に遭わないよう、また起こさないよう十分注意しましょう。